

令和7年度

西市民センター運営審議会

◆日時 令和7年 10月31日(金) 10:30~11:30

◆場所 西市民センター 3階 第1・2会議室

《 次第 》

1 開会

2 館長あいさつ

3 委員・職員紹介

4 議事

(1) 協議・報告事項

議題1 令和6年度 市民センターの利用状況について

議題2 令和6年度及び令和7年度指定管理者事業について

(2) その他

5 閉会

(資料目次)

- ・福岡市立西市民センター運営審議会委員名簿 (P3)
- ・議題1 令和6年度 市民センターの利用状況について (P4~P5)
- ・議題2 令和6年度及び令和7年度指定管理者事業について (P6~P7)

(参考資料)

- ・福岡市立西市民センター運営審議会要綱 (P8)
- ・福岡市立西市民センター運営審議会傍聴要領 (P9)
- ・市民センター運営方針 (P10)

福岡市立西市民センター運営審議会委員名簿(敬称略)

任期:令和9年6月30日まで

委嘱区分	氏名	役職名	備考
学校教育 関係者	ひぐち かずひろ 樋口 和寛	福岡市立金武小学校 校長	
	はたえ みなこ 波多江 美奈子	福岡市立能古小中学校 校長	
社会教育 関係者	うえだ こうじ 植田 幸二	西区人権尊重連絡会議 会長	
	やの のぼる 矢野 昇	玄洋校区自治協議会 会長	
	はぎわら かよこ 萩原 香代子	西区男女共同参画をすすめる会 幹事	
	ひえだ やすこ 稗田 康子	姪浜公民館 館長	
家庭教育 関係者	かたくら ちづこ 片倉 チヅ子	育児支援グループ「マミィ」 会計	
学識経験者	いとう ふみかず 伊藤 文一	前・福岡女学院大学学長	新任

市民局生涯学習課職員名簿

氏名	役職
やまもと たけし 山本 武史	課長 ※教育委員会市民センター館長を兼務
ふるしま みほ 古島 美保	市民センター第1係長
ながた たくひさ 永田 卓久	主査(社会教育担当) ※教育委員会市民センター主任社会教育主事を兼務
たにぐち ようすけ 谷口 陽介	市民センター第1係 係員

西市民センター指定管理者

指定管理者	GO GO WEST!にしみん JR/MECCS 共同事業体
(代表企業)	・JR九州サービスサポート 株式会社
(構成員)	・株式会社 メックステクノ九州 ・JR九州エージェンシー 株式会社

議題1 令和6年度 市民センターの利用状況について

◆ 施設別利用状況

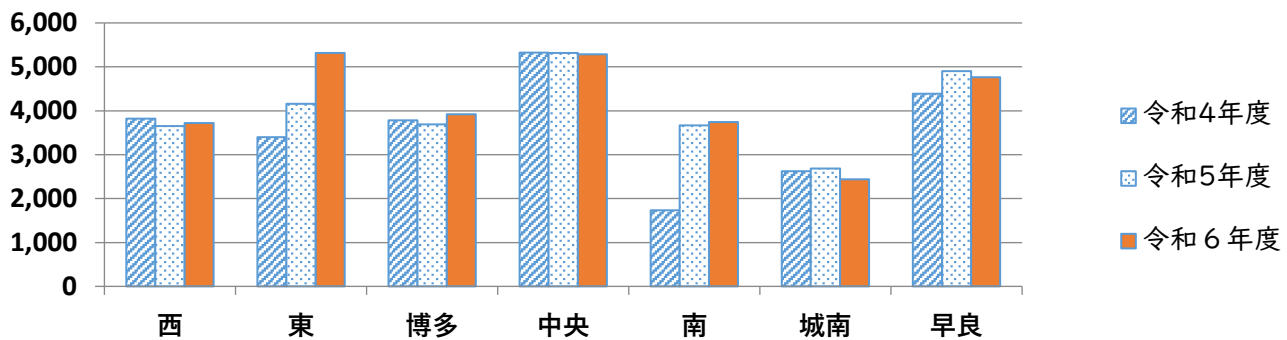
年度		令和6年度		令和5年度		令和4年度	
施設	開館日数	330日		340日		344日	
		件数	人数	件数	人数	件数	人数
ホ	ー	269	53,270	306	55,359	292	46,314
視	聴	478	9,860	480	11,126	504	10,316
音	楽	704	9,239	658	9,408	661	8,712
実	習	393	4,954	390	5,138	376	5,085
第1	会	360	10,591	357	10,209	418	10,257
第2	会	370	5,376	363	6,095	405	6,373
第3	会	491	3,716	448	3,957	449	3,198
第1	和	317	1,916	317	2,228	387	1,975
第2	和	340	1,515	331	2,050	325	1,446
合	計	3,722	100,437	3,650	105,570	3,817	93,676

◆ 他市民センターとの利用状況比較

※西:R7年2月～ 改修に伴いホール利用休止
 東:R3～5年度 一部ワクチン接種会場となったため利用制限あり
 南:R3年3月～R4年7月 大規模改修工事に伴い休館
 城南: R6年2月～R7年2月 改修に伴いホール利用休止

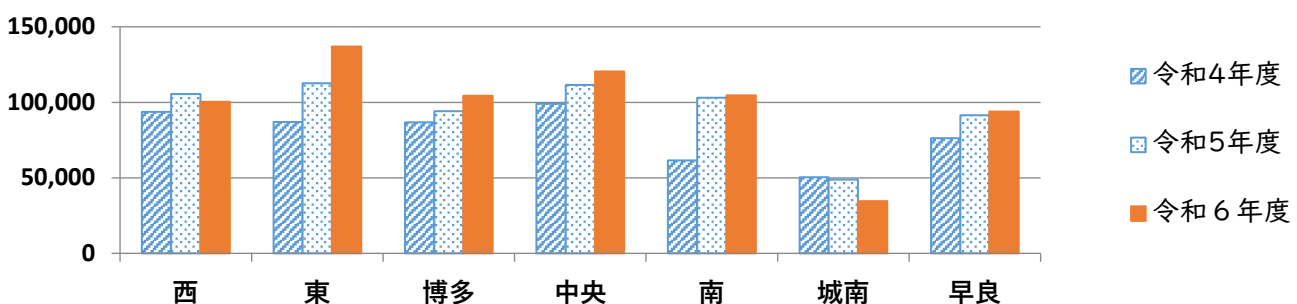
【利用件数(件)】

センター	西	東	博多	中央	南	城南	早良
令和4年度	3,817	3,395	3,782	5,327	1,736	2,623	4,390
令和5年度	3,650	4,159	3,687	5,313	3,666	2,685	4,899
令和6年度	3,722	5,317	3,918	5,288	3,740	2,436	4,761



【利用人数(人)】

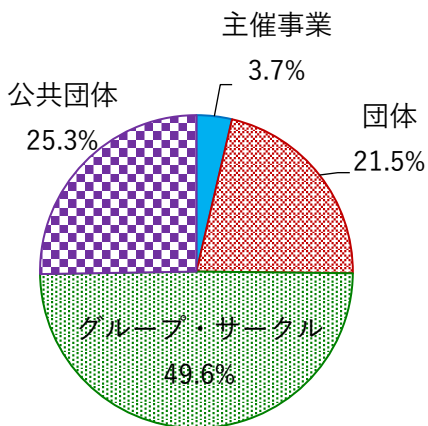
センター	西	東	博多	中央	南	城南	早良
令和4年度	93,676	87,046	86,690	98,962	61,620	50,331	76,215
令和5年度	105,570	112,663	94,017	111,459	103,079	48,932	91,452
令和6年度	100,437	137,020	104,482	120,449	104,557	34,523	93,790



◆ 利用区分別利用状況

利用区分	令和6年度		令和5年度		令和4年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
主催事業	136	6,055	59	2,479	68	2,170
団体	801	35,141	811	32,827	840	30,909
グループ・サークル	1,845	16,508	1,805	18,451	1,833	15,376
公共団体	940	42,733	975	51,813	1,076	45,221
合計	3,722	100,437	3,650	105,570	3,817	93,676

《令和6年度》

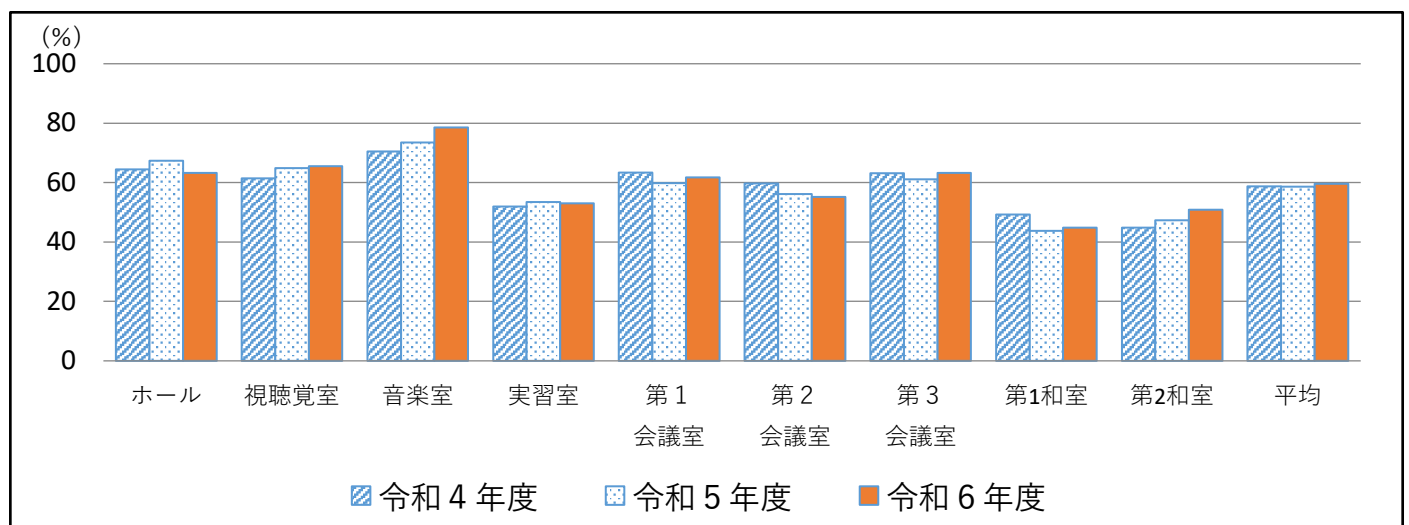


<利用区分>

- 主催事業
 - ・市民センター主催事業
- 団体
 - ・社会教育関係団体、地域団体、企業、NPOなど
- グループ・サークル
 - ・音楽、絵画、短歌、子育てなど共通の目的や趣味をもつ任意の団体
- 公共団体
 - ・主催事業を除く、本市の利用や国・県の利用

◆ 施設別利用率 (%)

年度	ホール	視聴覚室	音楽室	実習室	第1会議室	第2会議室	第3会議室	第1和室	第2和室	平均
令和4年度	64.4	61.4	70.5	51.9	63.4	59.7	63.2	49.2	44.8	58.7
令和5年度	67.4	64.9	73.5	53.5	59.8	56.2	61.1	43.8	47.3	58.6
令和6年度	63.3	65.5	78.6	53.0	61.7	55.2	63.3	44.8	50.9	59.6



※ 利用率：①利用回数 ÷ ②利用可能回数

① 利用回数：1日の利用区分を午前、午後、夜間の3回とし、利用の形態から利用回数を算出

② 利用可能回数：1日の利用区分(3回)×開館日数

議題2 令和6年度及び令和7年度指定管理者事業について

令和6年度指定管理者事業

(1) 講座、講演会、研修会等

事業名	実施時期	参加者数
西区暮らしの中の人権講座	令和6年 (第1回) 6月7日 (第2回) 6月19日 (第3回) 7月10日 ～8月9日(配信)	(第1回) 51名 (第2回) 55名 (第3回) 申込者数67名
西区人権を考えるつどい	令和6年8月28日	261名
西区生涯学習講座 (第1回) 防災 (第2回) 環境 (第3回) 健康 (第4回) 情報	令和6年 (第1回) 9月23日 (第2回) 10月6日 (第3回) 11月4日 (第4回) 12月1日	(第1回) 10名 (第2回) 10名 (第3回) 40名 (第4回) 26名

(2) 文化振興事業

事業名	実施時期	参加者数
はじめての芸術	令和6年9月20日	27組 57名
避難訓練コンサート	令和6年9月23日	380名
西市民センター ライトミュージアム	令和6年12月8～27日	来場者延べ1, 235名
演劇で学ぼう	令和6年12月9, 16, 23日	6名
新年初笑い	令和7年1月18日	125名
にしみん文化祭	令和7年1月26日	参加者延べ 996名
10代のための パフォーミングアーツ ワークショップ「KITEN！」	令和7年1月31～2月2日	15名

(3) その他事業

事業名	実施時期	参加者数
学習スペース(自習室)の開放	通年	33, 210名 (目標:利用者数27, 000名)
大学との連携「iTOP 科学教室」	(第1回) 7月21日 (第2回) 10月19日	(第1回) 12名 (第2回) 5名
市民ギャラリー	通年	10回(目標:12回) ※2月からロビー資料置場
ロビーコンサート	令和6年11月18日	45名

令和7年度指定管理者事業（実績は8月末時点）

(1) 講座、講演会、研修会等

事業名	実施時期	参加者数 (予定の場合は定員など)
西区暮らしの中の人権講座	令和7年 (第1回) 6月11日 (第2回) 6月18日 (第3回) 7月9日 ～8月8日(配信)	(第1回) 52名 (第2回) 67名 (第3回) 申込者数61名 ※公民館視聴：75名
西区人権を考えるつどい	令和7年8月20日	104名
西区生涯学習講座 (第1回) 特殊詐欺予防 (第2回) 私のまちと鉄道の あゆみ (第3回) はじめての手話通訳	令和7年 (第1回) 11月3日 (第2回) 12月7日 (第3回) 12月13日	(第1回) 定員50名 (第2回) 定員50名 (第3回) 定員50名

(2) 文化振興事業

事業名	実施時期	参加者数 (予定の場合は定員など)
バイオリンを弾いてみよう	令和7年7月6日	(第1回) 19名 (第2回) 17名
演劇をやってみよう	令和7年 (第1回) 8月5日 (第2回) 8月6日	(第1回) 19名 (第2回) 17名
にしみん環境展	令和7年 9月20日～28日	来場目標100名
にしみんクリスマスフェスタ	令和7年12月21日	来場目標300名
にしみん文化祭	令和8年2月1日	来場目標500名

(3) その他事業

事業名	実施時期	参加者数 (予定の場合は定員など)
学習スペース(自習室)の開放	通年	11,552名(8月末現在) (目標:利用者数20,000名)
大学との連携「iTOP 科学教室」	令和7年 (第1回) 8月24日 (第2回) 9月28日 (第3回) 12月14日	(第1回) 17名 (第2回) 定員30名 (第3回) 定員30名
市民ギャラリー	通年	ロビーが資材置場のため未定
ロビーコンサート	通年	ロビーが資材置場のため未定

福岡市立西市民センター運営審議会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市立市民センター条例施行規則第30条第2項の規定に基づき、福岡市立西市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会の委員の定数は、15人以内とする。

(委員の任期)

第3条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、審議会を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、館長が必要と認めるときに招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を司る。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、現に審議会の委員である者は、この要綱の施行の日に第3条の規定による審議会の委員になったものとみなし、その任期は同条の規定による残任期間と同一の期間とする。

○福岡市立西市民センター運営審議会傍聴要領

（傍聴の手続）

第1条 運営審議会の会議を傍聴しようとする者は、会議の開催の15分前までに整理番号票（別紙様式）の交付受け、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。

（定員）

第2条 傍聴を希望する者が定員（10名）を超える場合には、抽選により決定する。

（入場の制限）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- （1）酒気を帯びていると認められる者
- （2）会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- （3）前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第4条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- （1）みだりに傍聴席を離れないこと。
- （2）私語、談話、拍手等をしないこと。
- （3）議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- （4）携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

（撮影等の禁止）

第5条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りではない。

（退場）

第6条 傍聴人は、公開できない議事の場合、又は議長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

（その他の指示）

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は議長の指示に従わなければならない。

福岡市立市民センター運営方針

近年の少子・高齢化や国際化・情報化の進展による社会の急激な変化に伴い、さまざまな社会課題が生じており、価値観や行動の多様化も急速に進んでいます。これらに対応するためにも、学習の重要性はますます高まっています。

このような状況の中、市民一人ひとりが生涯にわたって生きがいを持ち、充実した生活を営むことができる社会の実現のためには、これまでの経験や知識を活かしながら人々がともに学び合う学習機会や、学ぶ人が学習している自覚を持ち、その成果を実感することで次の学習への意欲につながるような体験、学習成果の還元による地域コミュニティのさらなる活性化などが求められます。

これらを踏まえ、市民センターにおいては、市民一人ひとりが豊かで充実した人生を送るうえで、生涯にわたる「学び」が重要であることをしっかりと認識し、「学びの楽しさ」を実感できるよう、利用者の立場に立った生涯学習を支援する事業や、人権教育・啓発に関する事業を実施するとともに、学習機会の情報を発信するなど、今後とも市民から親しまれる施設運営に努めてまいります。

1 講座、講演会、研修会等の開催に関する事業

市民が生涯にわたって行う自主的な学習活動を推進・支援するとともに、市民一人ひとりが社会の一員として、地域の中で主体的に学び、その成果をコミュニティや新たなまちづくりに活かすことができるよう、多様な機関・団体等とも連携しながら、事業の充実に取り組みます。

また、人権講座や人権の集い等の事業実施にあたっては、区においても積極的に関わりながら、しっかりと取り組みます。

2 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する事業

優れた文化芸術を身近に感じ、地域における文化・芸術の振興を図るとともに、指定管理者が持つ民間企業の知識と経験を活用し、文化芸術の奨励に繋がる企画事業を推進します。

3 施設の管理運営の充実

市と指定管理者が連携を図りながら、サービスの向上に努め、利用者に親しまれる施設を目指すとともに、適切な施設の維持管理を行うなど、安心・安全な管理運営を行います。